**令和７年度　　　　　 社会福祉法人たらちね事業会**

**幼保連携型認定こども園ファミリーチシマ**

**重要事項説明書**

**１　施設運営主体**

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 社会福祉法人たらちね事業会 |
| 所在地 | 大阪市大正区三軒家東５丁目７番１４号 |
| 電話番号 | ０６－６５５３－９８９８ |
| 代表者氏名 | 理事長　尾崎　拓司 |

**２　施設概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の種類 | 幼保連携型認定こども園  |
| 施設の名称 | 幼保連携型認定こども園ファミリーチシマ |
| 施設の所在地 | 大阪市大正区千島３-１６-１６ |
| 連絡先 | ０６－６５５５－５０００ |
| 園長 | 園長　武山　智美 |
| 利用定員 | １号認定こども | ２号認定こども | ３号認定こども |
| ３０人 | １３５人 | ９０人 |
| 開設年月日 | 平成２８年４月１日 |
| ホームページアドレス | http://www.family.ed.jp/njc/ |
| 事業所番号 | 2710051001180 |

**３　施設の目的**

当園は、乳幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの

であると位置付け、次のような運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供します。

４　施設の運営の方針

（１）施設を利用する子ども・園児の意思及び人格を尊重し、差別的な取り扱いや虐待、懲戒に係る権限の濫用等は行なわず、常に子ども・園児の立場に立って教育・保育を提供します。

（２）大阪市、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者と密接に連携し、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行います。

（３）施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施をする等の措置を講じます。

（４）大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年９月２２日大阪市条例第１００号）に基づき、施設の運営を行います。

（５）教育・保育の質及び職員の資質向上のため、必要な環境を確保し、提供する教育・保育の自己評価を行い、常にその改善を図ります。

**５　施設・設備等の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 敷地 | 敷地全体 | 3,293.83㎡ |
| 園舎面積 | 1,901．63㎡ |
| 園庭 | 1,059．39㎡ |
| 園舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート１～4階建て |
| 延べ面積 | 1,901．63㎡ |
| 築年月 | 昭和53年10月 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備 | 部屋数 |  |
| 保育室 | １５ | ０歳児―１，1歳児―３，２歳児―３３歳児―３，４歳児―３，５歳児―３ |
| 遊戯室 | ２ |  |
| 調　 理　 設　 備 | １ |  |
| プ レ イ ル ー ム | １ |  |
| 子 育 て 支 援 室 | １ | 子育て支援事業 |

**６　職員の配置状況**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　種 | 員　数 | 常　勤 | 非常勤 | 備考 |
| 園長 | １ | １ |  |  |
| 副園長 | １ | １ |  |  |
| 主幹保育教諭 | ２ | ２ |  |  |
| 保育教諭 | ２５ | ２４ | １ |  |
| 事務員 | １ | １ |  |  |
| 調理員 | ４ | １ | ３ | 業務委託 |

　　その他、必要に応じて職員を配置する場合があります。

　　当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

　（小児科・内科）

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 医療法人　彰療会　大正病院 |
| 小児科医師名 | 岩本　幸久 |
| 所在地 | 大阪市大正区三軒家東５-５-１６ |
| 電話番号 | ０６-６５５２-０６２１ |

（歯科）

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | いなだ歯科クリニック |
| 歯科医師名 | 稲田　欽彦 |
| 所在地 | 大阪市大正区三軒家東４-５-１２　Ｒ＆Ｋビル　2階 |
| 電話番号 | ０６-６５５１-９５１２ |

　（学校薬剤師）

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 薬局白十字 |
| 歯科医師名 | 佐野　智 |
| 所在地 | 堺市南区若松台２－１－４－１０６ |
| 電話番号 | ０７２－２９６－８００１ |

**７　教育・保育の提供日**

|  |  |
| --- | --- |
| １号認定こども | ２号認定子ども・３号認定子ども |
| ア　学期　・１学期　　４月１日～　７月２１日　・２学期　　９月１日～１２月２４日　・３学期　　１月５日～　３月２２日 | ア　保育実施日・月曜日から土曜日とします。イ　休園日・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始１２月２９日～１月４日・運動会・発表会後に全園代休があります。ウ　家庭保育協力日・年始　　 １月４日・盆休み ８月１３日～８月１５日・新年度準備 ３月３１日・運動会・発表会後に全園代休があります。※暦により日程の変更があります。詳細は「園だより」でお伝えします。ご理解、ご了承を お願い致します。 |
| イ　休園日（2020年度）　・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日　・夏季休園　 ７月２２日～８月３１日　・冬季休園 １２月２５日～１月７日　・春季休園　 ３月２５日～４月５日　・運動会・発表会後に全園代休があります。※暦により日程の変更があります。詳細　は「園だより」でお伝えします。 |

**８　教育・保育の提供時間**

（１）教育標準時間

基本教育時間　：午前９時から午後２時

預かり保育時間：午前８時から午前９時、午後２時から午後５時

（２）保育標準時間

基本保育時間　：午前８時から午後７時

（３）保育短時間

基本保育時間　：午前８時から午後４時

延長保育時間　：午後４時から午後７時

（４）土曜日の保育時間　：午前８時から午後３時

**９　教育・保育の内容**

当園は、教育・保育の提供に当たっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と保育所保育指針を踏まえて提供します。

**（１）特定教育・保育及び時間外保育の提供**

　　　上記８に記載する時間において、教育・保育を提供します。

**（２）園で取り組んでいる教育・保育の理念**

　　　生涯にわたる人間形成の基礎が培われる乳幼児期に子どもが命を大切に、心身共に豊かにたくましく生きる力の基礎を培うため、人権尊重の立場に立ち、子どもの最善の利益を考慮し、一人ひとりの生活と健全な心身の発達を保障する教育・保育を推進します。また家庭や地域との密接な連携を図り、広く地域の子育て支援の拠点として家庭の教育力の向上に寄与し、福祉の増進に努めます。

（３）食事の提供

　　　子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 午前間食 | 昼食 | 午後間食 | 備考 |
| ０歳児 | ９時３０分 | １１時３０分 | １５時 |  |
| １歳児 | ９時３０分 | １１時３０分 | １５時 |  |
| ２歳児 | ９時３０分 | １１時３０分 | １５時 |  |
| ３歳児 |  | １１時４０分 | １５時 |  |
| ４歳児 |  | １１時４０分 | １５時 |  |
| ５歳児 |  | １１時４０分 | １５時 |  |

＊献立表は毎月別途配布します。

　　＊食物アレルギー等、必要に応じてご相談ください。

**１０　特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況**

　　　地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ちあうことを基本

的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

　　（１）一人一人の障がいは様々であり、その状態も多様であることから、保育教

諭等は、子どもが発達してきた過程や状態を把握し、個別の指導計画と支

援計画を作成し、安定した生活を送る中で、自己を十分発揮できるよう見

通しをもって教育・保育を実施します。

　　（２）保護者や家庭との連携、地域の専門機関と連携し、教育・保育の方向性を

確認し合いながら取り組みます。

**１１　利用定員**

1. １号認定こどもの利用定員

３歳児　１０名　　４歳児　１０名　　５歳児　１０名

1. ２号認定こどもの利用定員

３歳児　４５名　　４歳児　４５名　　５歳児　４５名

1. ３号認定こどもの利用定員

０歳児　１０名　　１歳児　４０名　　２歳児　４０名

**１２　利用者負担金**

（１）教育・保育に係る利用者負担(保育料)

　　　当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いただきます。

（２）その他利用者負担額

　　　※　別紙

**１３　利用にあたっての留意事項**

（１）入園（選考方法）

　　ア　１号認定こどもあ

　　　　願書・面接により選考します。

　　イ　２号認定及び３号認定こども

　　　　市町村の利用調整結果に基づき、選考します。

（２）退園

　　①　契約期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望日の１か月前までに退園を

提出してください。

　　②　保護者が施設や保育に従事する職員又は他の利用者に対して、重大な背信行為を

行う等、施設の運営に重大な支障が生ずるとき。

③　子ども・子育て支援法第２４条第１項第２号又は第３号の規定により支給認定

　　が取り消されたとき。

（３）転園

　　　転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の１か月前までに申し出てください。

（４）卒園

　　　園児が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

**１４　非常災害時の対策**

　　　当園は、非常災害時には別途定める非常防災対応マニュアルにより対応します。

|  |  |
| --- | --- |
| 防災設備 | ・自動火災報知機　　　　　　・ガス漏れ探知機・１１９番非常通報装置　　　・誘導等・非常用放送設備　　　　　　・消火器・カーテン、敷物、建具等の防炎処理 |
| 避難・消火訓練 | ・毎月１回以上実施します。・年１回以上消防署立会の下、総合訓練を実施します。 |
| 避難場所 | 1. 園庭
2. 大阪市立大正北中学校
 |

**１５　緊急時の対応**

　　　利用している子ども・園児に病状急変・事故等の緊急事態が発生した場合、子ども・園児の家族等に連絡を行うとともに、医学的対応等、必要な措置を行うこととします。

**１６　保険に関する事項**

当園では、以下のとおり保険に加入しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 保育園賠償責任保険・災害共済 |
| 内容 | 教育・保育中の事故、ケガ等に対しての保険 |

**１７　苦情等に関する相談窓口**

　　　当園では、苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

|  |
| --- |
| 相　談　窓　口 |
| 解決責任者 | 園　　長　　　武山　智美 |
| 受付担当者 | 主幹保育教諭　梶原　愛子 |
| 相談時間 | 当園の開園日・開園時間内 |
| 電話番号 | ０６-６５５５－５０００ |

|  |
| --- |
| 第　三　者　委　員 |
| 氏名 | 堀　　千代 | 渡久地　歌子 |
| 役職・肩書等 | 前　常磐会短期大学 教授 | 社会福祉法人都島友の会　理事長 |
| 電話番号 | 06-6981-1921 | 06-6934-1525 |

**１８　個人情報の取扱い**

　　　当園は、業務上知り得た利用する子ども・園児及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。なお、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することがあります。

　　　ア　小学校への円滑な移行・接続は図られるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有します。

　　　イ　他の教育・保育施設等への転園する場合、その他きょうだいが別の教育・保育施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。

　　　ウ　緊急時（児童虐待防止法関連）において、その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。

**１９　虐待の防止のための措置に関する事項**

　　　当園では利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止などのため以下の措置を講

じています。

　　（１）「児童虐待対応マニュアル」を作成し、児童虐待の予防早期発見・予防・対

応、緊急の判断、通告、関係機関との連携について全職員へ研修・ケース

会議などを通して職員の共通理解を図っています。

　　（２）「体罰防止マニュアル」を作成し、体罰防止のための自己評価を行うなど定

期的に日々の教育・保育を振り返ることで子どもの基本的人権を尊重した

教育・保育に取り組んでいます。

**２０　その他の留意事項**

（１）送迎は保護者が行ってください。保護者以外の方が来る場合は事前に保護者から連絡をお願いします。

（２）自動車での送迎は、当園の近隣住民に迷惑がかからないよう交通ルールを遵守することをお願いします。

（３）教育・保育の必要時間は支給認定の範囲の中で就労等の状況を確認し、個別に園長が設定します。

（４）ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）に当認定こども園及び利用者に係る誹謗・中傷又は個人情報の掲載は禁止します。

（５）当園の敷地内はすべて禁煙です。

（６）利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び

　　営利活動はご遠慮ください。

**２１．園児の利用状況（毎年度３月１日現在）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ０歳児 | １１人 | １０人 | １０人 |
| １歳児 | １９人 | ３４人 | １９人 |
| ２歳児 | ３７人 | ４２人 | ３８人 |
| ３歳児 | 　　 ３５人 | ４８人 | ４７人 |
| ４歳児 | ３７人 | ３７人 | ４７人 |
| ５歳児 | ４６人 | ３７人 | ３７人 |

**２２．第三者評価の受審、自己評価の実施状況**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 受審、実施状況 | 受審、実施結果 |
| 第三者評価受審状況 | 平成２９年受審 | 別紙参照 |
| 自己評価の実施状況 | 毎年度実施 | 概ね目標達成 |

**２３．子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨**

　　なし